

鯖江市農業委員会 第 8 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 7 年 8 月 2 7 日 (水)
午後 1 時 3 0 分開会
午後 2 時 1 5 分閉会
- 2 場 所 鯖江市役所 5 階 クリエイティブ[®]ステーション
- 3 議 事
(1) 議案第 3 4 号 農地法第 5 条の許可申請審議について
(2) 議案第 3 5 号 農業委員会非農地証明に関する事務処理規程の改正について
- 4 報 告 事 項
(1) 報告第 2 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
(2) 報告第 2 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
(3) 報告第 2 8 号 非農地証明の発行について
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 1 5 番 岩尾 秀規 委員
1 番 宮本 美典 委員
- 7 事 務 局 松田事務局長、中尾事務局次長
真柄書記、山本書記

事務局	午後 1 時 3 0 分 開会
事務局	それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。
事務局	(欠席委員の報告)
事務局	つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。 引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。

福島会長
※以下議長

議長就任挨拶

議長

ただいまから 8 月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同

異議なし

議長

では、15 番 岩尾秀規委員と、1 番 宮本美典委員にお願いします。

次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長からお願いします。

(今月の農政部会の開催はありませんでした。)

17 番
岡井委員

8 月の農地調整部会の報告をいたします。

8 月 22 日 金曜日、わたしほか 6 名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前 9 時から品川委員と浅野委員の 2 名により、5 条の申請案件など約 1 時間半にわたり現地調査を実施しました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、「議案第 34 号 農地法第 5 条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明をお願いします。

事務局

(議案第 34 号について説明)

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

17番
岡井委員

議案第34号 農地法第5条の許可申請審議について
審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第34号 農地法第5条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、「議案第34号 農地法第5条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。なお、番号2番は福井県農業会議の意見を聴いたうえで許可といたします。

議長

次に「議案第35号、農業委員会非農地証明に関する事務処理規程の改正について」事務局から説明を願います。

事務局

(議案第35号について説明)

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

17番
岡井委員

議案第35号 農業委員会非農地証明に関する事務処理規程の改正について

委員より、非農地証明申請書の地元委員の非農地証明である旨の署名・押印について、担当地区が広いために、業者が訪ねてきても担当区域が広域にまたがっていると現在に至るまでの状況が分からないとの意見がありました。

非農地証明の手法について、事務局は当時の航空写真や登記簿、課税通知の写などで判断しているとの答弁に対し、業者が地区担当の農業委員を訪問する際には、事務局の目合わせの段階で、農業委員にも同様の根拠資料を示して説明するよう指導してほしいとの意見がありました。

また、業者には地元農家組合を農業委員より先に訪ねてほしい旨の意見があり、事務局として今後は運用を変更するとの答弁がありました。

審議の結果、規程改正について同意するとの意見となりました。以上、報告します。

議長

ただいま、事務局からの説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

10番
山岸委員

現況が農地でなくなっても20年以上を経過しているものということで、20年の根拠は何か。

事務局

近隣市町(福井市・越前市)の判断基準が20年となっていること、また民法において、20年間他人の物を占有していると、その所有権を取得することができるという規程からとしている。

11番
河野委員

申請者または代理人から農業委員に説明に来られる際、個人情報観点から、航空写真等は事務局で確認いただき、登記簿、公図は持ち合わせて説明いただくことを事務局から伝えていただきたい。

事務局 申請者(代理人)には関係資料をもって説明するように伝える。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので「議案第35号 農業委員会非農地証明に関する事務処理規程の改正について」は、事務局の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、「議案第35号、農業委員会非農地証明に関する事務処理規程の改正について」は、原案のとおり可決決定されました。

議長 次に、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 (報告第26～28号について説明)

議長 最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 (連絡事項)

議長 それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後2時15分閉会